

番号	種別	ご質問 (Q)	回答 (A)	参考リンク	関連規定
支援に関すること					
1	支援条件	要綱で定められている条件全てを満たしていないと支援対象と認められないか。	要綱で定めている全ての条件を満たさなければ支援対象とはなりません。		支援金支払要綱 第3条2項
2	支援条件	首里城内、海洋公園内での体験プログラムを新たに組み込む場合は対象となり得るか。	要綱で定めている条件を満たしていれば対象となりますので、新たな体験プログラムの実施場所については問いません。		支援金支払要綱 第3条2項
3	支援条件	既存の体験プログラム・訪問先を削除せずに、行程中の別日に変更し実施する場合には条件として認められるか。	要綱で定めている条件を満たしており、かつ、申請前に設定している（既存の）体験プログラム・訪問先の削除をせず、「新たに」体験プログラムを行程へ追加していれば支援対象となります。「既存の体験プログラム・訪問先を別日に変更したのみ」では、支援対象とはなりません。		支援金支払要綱 第3条2項2号
4	支援条件	プログラムを新たに追加する際、コース別研修の一つとして新たに行程に組み込むことは条件として認められるか。	コース別研修として「新たに追加する（変更前の行程では設定がない）」ということであれば対象となります。修学旅行を実施する学校、またはその学校から委託を受けて旅行手配を行う旅行会社の方が支援申請を行う際、その点が明らかに説明できるような書類を整えて提出頂く必要があります。		支援金支払要綱 第3条2項2号
5	支援条件	支援対象となる体験プログラムにつきましては、OCVBが指定するものに限定との事ですが、現時点で既に予約している施設が支援対象のプログラムに登録された場合は、支援対象として扱われますか。	支援条件の一つとして、「今年度実施する修学旅行の行程に、新たに体験プログラムを取り入れること」と設定しておりますので、すでに予約している体験プログラムは対象となりません。また、「行程の変更に伴い、本支援事業への申請を目的として、変更前の行程で組まれていた体験プログラム又は訪問先を削除するのは 対象外 」とみなしますので、ご注意ください。		支援金支払要綱 第3条2項
6	支援条件	支援対象として、どのような体験が選択肢になる予定でしょうか。	支援対象となる体験プログラムにつきましては、OCVBが指定するものに限定させていただいております。指定プログラムにつきましては登録制となっており、右のリンクから確認ができます。	https://education.okinawastory.jp/?post_type=experience&s=&genre%5B%5D=decentralised	支援金支払要綱 第3条2項2号 体験プログラム登録要綱 第3条
7	支援条件	第3条3項3号に規定されている「削除」の範囲について、一部でもキャンセルをしていると対象外となりますか。	はい。一部キャンセルでも対象外となります。		支援金支払要綱 第3条3項3号
8	支援条件	プログラムを新たに追加する際、既存の体験プログラム・訪問先の時間短縮は条件として認められますか。	既存の体験プログラム・訪問先における滞在時間の短縮により、元々発生するはずだった料金（体験費用や入場料など）が減少してしまう場合は 対象外 となります。申請時の審査において、行程の変更前後でこの料金が減少していないことが確認できる書類の提出を求めています。確認が取れない、不明である場合は対象外とみなします。		支援金支払要綱 第3条3項3号
9	支援条件	第3条3項3号に規定されている、削除すると対象外となる「訪問先」の定義について教えてください。	入場にあたって料金が発生する施設とします。		支援金支払要綱 第3条3項3号
10	支援条件	参加者数について限度（上限・下限）はありますか。	支援額算定の際に用いる参加者数について、限度（上限・下限）は設けておりません。なお「参加者」につきましては、旅行全体の参加者ではなく、本支援事業により新たに追加した体験プログラムの参加者となります。		
11	対象経費	体験プログラムを新規追加するにあたって、実施場所が、入場料が発生する観光施設等の敷地内である場合、体験料とは別に入場料が必要となりますが、入場料も支援の対象になりますでしょうか。	今回の支援事業の活用により新規追加する体験プログラムで、実施場所への入場料が発生する場合は、その費用も対象経費となります。同様に、会場を借りる場合の貸館料なども対象経費となる場合があります。		支援金支払要綱 第3条4項
12	対象経費	体験プログラムの参加者が最少催行人数を下回った場合に、最少催行人数分の料金を徴収しているが、従来のプログラム費用単価を超えた場合でも上限1万円/人以内で補えられれば事業費として計上可能か。	支援金支払要綱第3条第4項に規定のとおり、原則としてキャンセルにかかる費用は含みません。今回のご質問にある、「最少催行人数を下回った場合に徴収する料金（最少催行人数分の最低料金）」については、一部キャンセルに伴うキャンセル料と同質のものとして扱われるため、本支援の対象経費に含めることができません。ただし、天候悪化等の支援対象者の責めに帰すべき事由以外の事由により、申請した体験プログラムが実施できない場合には、後日ご相談ください。 なお、支援金の支払額につきましては、同要綱第4条3項に規定のとおり、申請後に発行される「支援金支払予定通知書」に記載の支払予定額を超えることは一切できませんので、予めご了承ください。		支援金支払要綱 第3条4項、第4条3項

令和6年度 修学旅行「時期」分散化促進支援事業 Q&A一覧

番号	種別	ご質問 (Q)	回答 (A)	参考リンク	関連規定
13	対象経費	体験プログラムの参加者が最少催行人数を下回った場合に、本来プログラム費用に含めている諸雑費(会場費や入場料など)をプログラム費用の外出として事業費に計上可能か。	上の回答と重複しますが、支援金支払要綱第3条第4項に規定のとおり、原則としてキャンセルにかかる費用は含みません。		支援金支払要綱第3条4項
14	支援金額	予算、人数はどのくらいの規模を想定しておりますでしょうか。	本支援により追加する 体験プログラムの参加者一人当たり10,000円（諸税含む）を上限とした実費相当額 としています。 なお、旅行会社が申請者となる場合には、上記上限額の範囲内において、一人当たり対象経費の20%以内の額を手数料として計上可能です。こちらのページでご案内しております説明資料をご確認ください。	https://education.okinawastory.jp/support-and-event/41186/#setsumei	支援金支払要綱第4条
体験プログラムの登録に関すること					
1	登録方法	同一事業者で体験プログラムの複数登録は可能か。 また、可能な場合は様式第1号～3号まではプログラムごとに提出が必要か	同一事業者による複数の体験プログラム登録は可能です。 その場合 ・様式第1号、2号、および4号については各1部を提出 ・様式第3号については登録するプログラムごとの提出 をお願いいたします。 なお様式第4号については、今年度に入ってOCVBからの情報更新依頼に対して応答されている場合は省略することができます。		体験プログラム登録要綱第4条
2	登録方法	SDGs体験が、金額別に複数種類、複数プランあります。料金毎に登録申請すると、提出する書類がかなり多くなってしまいますが、種目毎にまとめて申請することは出来ませんか。	登録のお申し込みには、様式第1号から第4号までの提出が必要となります。 様式第1、2、4号につきましては、1事業者1部ずつの提出となります。 様式第3号につきましては、プログラム毎の提出となります。 ただし、同一のプログラムで、金額による区別のみ（例：サトウキビ収穫体験プログラム 2,000円プラン、5,000円プランなど）の場合は、1枚にまとめてご提出いただけます。 登録についての説明資料をご用意しておりますので、右のリンクからご確認ください。	https://education.okinawastory.jp/topics/38512/#setsumei	体験プログラム登録要綱第4条1項
3	登録方法	「修学旅行需要分散化促進支援事業 支援対象体験プログラム 登録申込書」について、申請資料の提出方法を教えてください。	体験プログラム登録申込み専用フォームをご用意しましたので、右のリンクからアクセスをお願いいたします。 提出書類につきましては、オンラインストレージにアップロード後、ダウンロード用URLを、専用フォームへご入力ください。 ※主なオンラインストレージのリンクも専用フォームでご案内しておりますのでご利用ください。	https://forms.office.com/r/iWdfpNZ4Gn	
4	登録方法	体験プログラムの登録申込み期限はいつになりますか？	登録の締め切りにつきましては、 11/30です。		体験プログラム登録要綱第4条1項
5	登録方法	支援対象体験プログラム情報掲載に関するチェックシートの様式第2号について、「受け入れ実績」は1つの都道府県のみで記載でしょうか。	様式第2号の実績記入欄につきましては、都道府県の数について特に制限を設けておりません。過去直近3年以内に県内での修学旅行受入実績があるのかという点を確認する目的で設置しており、過去3年の年間の実績件数を記入頂く必要はございませんので、受入た案件を「3件」ほど記入いただければ大丈夫です。例：R5年 大阪府 200名 マングローブカヤック体験		
New!	6	登録方法	修学旅行需要分散化促進支援事業用に登録した体験プログラムは、「時期」分散化促進支援事業でもそのまま適用されますか？	はい。そのまま適用されますので、改めて手続きを行う必要はありません。	
7	登録内容	修学旅行プログラムの体験エリアの件で、恩納村は中部（村南部のリゾートホテルや、読谷に本社のあるマリニョップ）としている組織と北部（恩納村北部のホテルや、恩納村に本社のあるマリニョップ）とに分かれています。 地形学的には恩納村谷茶以南を本島中部、南恩納以北を本島北部というようです。 尚、行政上は恩納村は北部、教育委員会や保健所等は中部に属しています。 どちらかに統一する必要があるければ、地形学的に分けたいと思います。いかがでしょうか。	沖縄本島の北部・中部の区分けにつきましては多種多様なため、本件において、当方では統一した基準を作っておりません。明らかな誤り（名護市を本島南部と記入するなど）を除き、申請者の視点で区分をお選び頂いて差し支えございません。		